

第3期中期目標期間の教育研究の状況についての 達成状況評価における共通方針

第3期中期目標期間の教育研究の状況についての達成状況評価（4年目終了時評価）を実施するに当たり、達成状況評価の評価者は「評価実施要項」及び「評価作業マニュアル」に基づくとともに、この共通方針における考え方も踏まえて、中期目標（大項目・中項目・小項目）及び中期計画の達成状況の分析・判定を行い、評価結果報告書（達成状況評価）を作成する。（達成状況評価における段階判定の流れについては、【参考1】を参照）

1. 中期目標（小項目）及び中期計画の分析

- 各法人が作成・提出した達成状況報告書に基づき、中期目標（小項目）ごとに、特記事項として「優れた点」や「特色ある点」を抽出するに当たっては、以下の点に留意する。
 - ◆ 達成状況報告書における記述が曖昧（増加、充実、拡充、多様、高水準など）で、具体的な実績（数値や事例）が記述されていないなど、法人による自己分析が具体的かつ客観的とは言えない場合には、「優れた点」や「特色ある点」として抽出しない。
 - ◆ 達成状況報告書における記述が曖昧なため、具体的な実績を確認しなければ判断が困難な場合には、書面調査後に「ヒアリングに向けての確認事項」として、法人に資料提出等を依頼することができる。
- また、中期計画の段階判定において「中期計画を実施し、優れた実績を上げている（【3】判定）」と判定する場合についても、上記の点に留意して「優れた実績を上げている」に該当するか否かを判断する。

2. 現況分析結果等との関係

- 中期目標（小項目）及び中期計画の達成状況を分析・判定するに当たっては、関連する学部・研究科等の現況分析結果を勘案する。

また、中期目標（小項目）及び中期計画において、研究の成果に関する言及がある場合には、関連する研究業績水準判定結果を勘案する。

3. 戦略性が高く意欲的な目標・計画の取扱い

- 「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、達成状況のほかプロセスや内容を評価するなど、積極的な取組として適切に評価する。中期計画どおり実施できていない場合においても、教育研究の質の向上や高い教育研究水準の実現が確認できる場合は、「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」とは判定しない。

なお、プロセスや内容を考慮して中期計画の達成状況を判定した場合には、その旨を書面調査シートの「判断理由」欄に記述する。また、段階判定の判断に必要な場合に限り、書面調査後に「ヒアリングに向けての確認事項」として、法人に資料提出等を依頼することができる。

4. 「大学機関別認証評価結果」等の他の評価との関係

- 中期目標（小項目）及び中期計画の達成状況を分析・判定するに当たっては、機構事務局より基礎資料として提供される「大学機関別認証評価結果」等の他の評価結果を参考とする。

5. 評価結果報告書（達成状況評価）作成の方向

- 評価結果報告書（達成状況評価）における判断理由や特記事項（「優れた点」及び「特色ある点」など）については、中期目標・中期計画に基づく達成状況評価であることを鑑み、前回（第2期）の実績も踏まえて、機構事務局で見本となる表現をまとめた具体的な留意点を作成する。達成状況評価の評価者は、その内容に沿って記述する。

＜具体的な留意点（例）＞

- ◆ 「我が国で初めて」、「国内大学で唯一の取組」及び「世界的にも珍しい」などの表現は、根拠となる資料・データ等で確認できる場合を除き、原則として使用しない。
- ◆ 増加等の比較については、時期と数値を明らかにする。
（例：については、2016年度の○%から2019年度の○%に増加している。）

6. 新型コロナウイルス感染症による影響を考慮

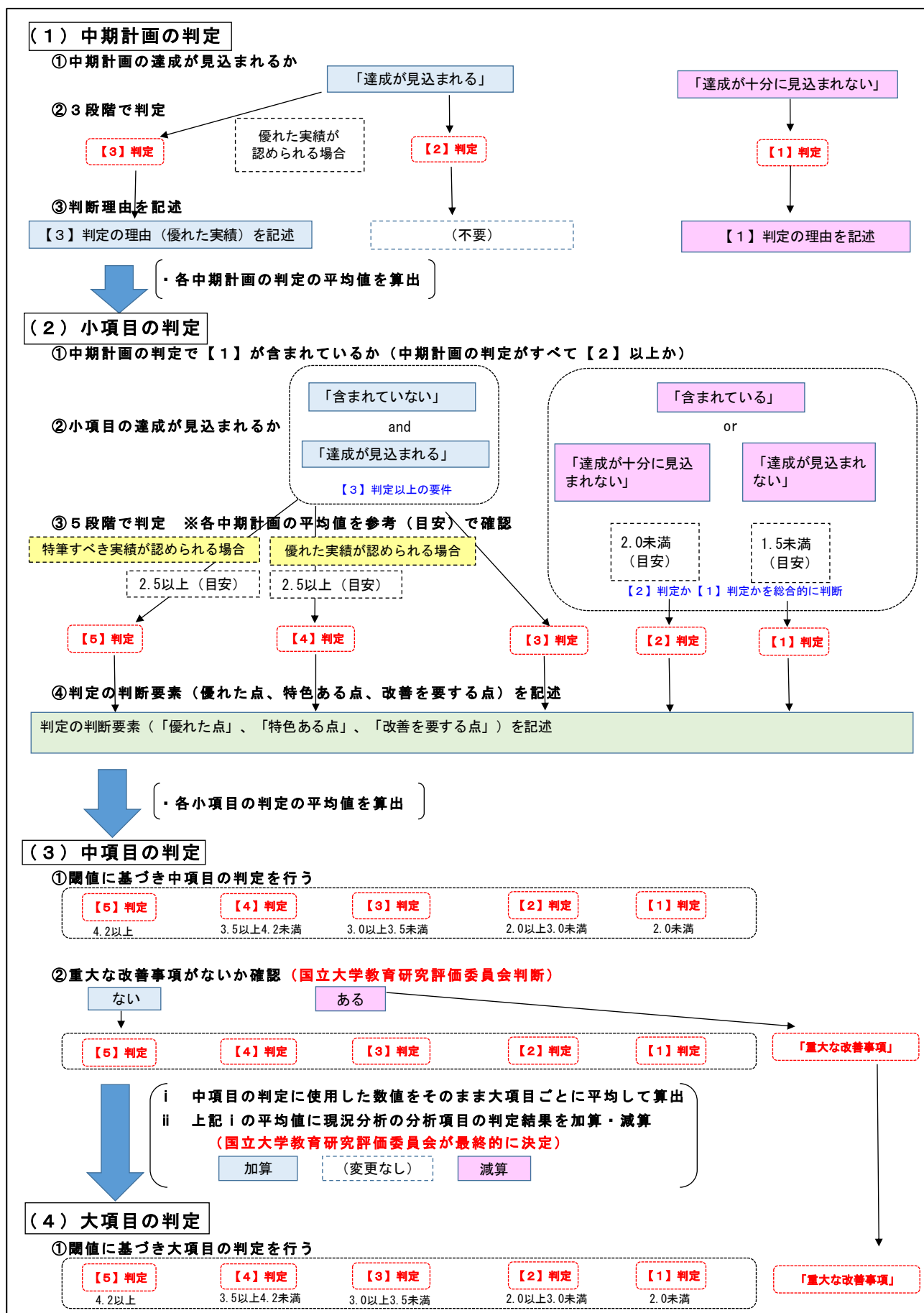
- 中期計画の達成状況を分析・判定するに当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮する。

中期計画の達成が見込まれたにもかかわらず、明らかに新型コロナウイルス感染症の影響によって、定量的指標について中期計画の達成が見込まれないと判断した場合は、そのプロセスや内容を総合的に評価し、「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」とは判定しない。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して中期計画の達成状況を判定した場合には、その旨を書面調査シートの「判断理由」欄に記述する。

【参考 1】第 3 期 達成状況評価における段階判定の流れ（4 年目終了時評価）

（「評価作業マニュアル」P.22）



【参考 2】 評価の分析に当たっての留意事項（「評価作業マニュアル」 P. 19）

（評価の分析に当たっての留意事項）

- i) 評価の対象となる国立大学法人等、あるいは学部・研究科等の歴史や伝統、規模や資源等の人的条件・物的条件、地理的条件等が各国立大学法人等によって多様なことを十分考慮してください。

大学共同利用機関法人の評価に当たっては、法人を構成する個々の研究所等の機能を踏まえて、法人全体の評価を導いてください。

- ii) 国立大学法人等が特に重視している中期目標・中期計画がある場合は、それを踏まえて評価してください。

達成状況報告書において、「個性の伸長に向けた取組」に特に関連する中期計画には【★】が付されています。小項目の分析・判定において、当該中期計画の取組や活動、成果の内容が【4】判定の「個性の伸長への大きな寄与」、【5】判定の「個性の伸長への特筆すべき寄与」が認められるかどうかを判断する要素とすることが考えられます。

- iii) 「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、達成状況のほかにプロセスや内容を評価するなど、積極的な取組として適切に評価してください。

達成状況報告書において、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」に係る中期計画には【◆】が付されています。当該中期計画の分析・判定において、計画どおり実施できていない場合においても、教育研究の質の向上や高い教育研究水準の実現が確認できる場合は、「十分に実施しているとはいえない」とは判定しないでください。

- iv) 以下の考え方を参考に、「優れた点」、「特色ある点」及び「改善を要する点」の特記事項を抽出してください。

【優れた点※1】

優れた成果を出した取組であると判断されるものや、取組の結果、教育研究の質の向上が第2期中期目標期間終了時点から比べて目覚ましい状況にあると判断されるもの等、基本的には高い評価結果の判断根拠となるものが考えられます。

【特色ある点※1】

各国立大学法人等の多様な役割に配慮し、それぞれの個性を踏まえたユニークな取組であると判断されるものや、結果的に十分な成果は出ていなくても、先進的な取組や戦略性が高い目標・計画に係る取組であると判断されるものが考えられます。

【改善を要する点※2】

取組の状況等からみて工夫や努力等により改善が図られると判断できる場合等、基本的には低い評価結果の判断根拠となるものが考えられます。

※1 **優れた点、特色ある点**は、小項目判定における「特筆すべき実績」または「優れた実績」に相当するかどうかを判断する要素となります。法人側の自己分析を参考に、小項目に照らして、該当する中期計画の「実施状況」欄及び「小項目の達成に向けて得られた実績」欄の記載から抽出してください。

※2 **改善を要する点**は、中期計画判定、さらに小項目判定における低い判定の判断要素となります。法人側の自己分析を参考に、該当する中期計画の「実施状況（実施予定含む）」欄及び「小項目の達成に向けて得られた実績」欄の記載から、中期目標期間終了時に向けての問題等を抽出してください。

（ヒアリングに向けての確認事項の記述）

中期計画、小項目の分析・判定に当たり、ヒアリングに向けて確認を要する事項（数値等に疑義がある場合、資料の追加提出を依頼する事項がある場合など）を、具体的に記述してください。「中期目標の達成状況報告書」の内容に関連する事項に限るようにしてください。